

佐賀県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年三月三十日から平成二十四年五月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域		
	区 間	変更前 後の別	幅員 メートル
一般国道 三三三三号	佐賀市富士町大字古湯字 大川内二九六九番五地先 から	後	一四・九 ） 一二・〇
	佐賀市富士町大字中原字 小川五五〇番一地先まで	前	三七・九 ） 四・一
			延長 メートル
			七、八三〇・九
			七、九〇一・二